

# 令和7(2025)年度教職員研修受講手続き等（小学校、中学校、義務教育学校）

## 1 受講手続き

区分	研修名	受講手続き
基本研修	初任者研修（小・中） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用事務職員研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月1日付けで校長に通知します。 ○総合教育センターが、「Plant 全国教員研修プラットフォーム」（以下、Plant という）で4月18日までに受講者登録を行います。
	教職2年目研修（小・中） 教職3年目研修（小・中） 養護教諭2年目研修 栄養教職員2年目研修	○各教職員が、Plant で4月18日までに基本研修の受講履歴を確認します。 ○Plant で4月21日から4月25日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。
	教職5年目研修（小・中）※1 養護教諭5年目研修 ※1 栄養教職員5年目研修 事務職員5年目研修（小・中）	※1 <b>5年目研修</b> ・原則5年目に受講となります。なお、5年目未満であっても、「初任者研修」、「新規採用研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。
	中堅教諭等資質向上研修（小・中）※2 中堅養護教諭資質向上研修 ※2 中堅栄養教職員資質向上研修 中堅事務職員資質向上研修（小・中）	※2 <b>中堅研修</b> ・原則10年目に受講となります。なお、10年目未満であっても「5年目研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。
教職20年目研修（小・中）※3 養護教諭20年目研修 ※3 栄養教職員20年目研修 ※3	※3 <b>20年目研修</b> ・原則20年目に受講となります。なお、20年目未満であっても「中堅研修」の受講が終了した翌年度以降において、50歳以上の年齢となる年度に受講となります。  （詳細は次々ページ「基本研修の受講時期」参照）  ○総合教育センターが、Plant で5月14日までに受講者を決定します。	
専門研修1	校長研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、4月1日付けで校長に通知します。 ○総合教育センターが、Plant で4月18日までに受講者登録を行います。
	新任校長研修（小・中） 新任教頭研修（小・中） 新任主幹教諭研修（小・中）※ 新任栄養教諭研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。 ※教務担当主幹教諭のうち新任教務主任研修（小・中）を受講していない者は、新任教務主任研修（小・中）を受講してください。

		○総合教育センターが、Plant で4月18日までに受講者登録を行います。
	新任免許外教科担任研修 (中) ※ 支援体制充実研修 新任教育相談係主任研修 新任特別支援教育コーディネーター研修 特別支援学級新任教員研修 通級による指導新任教員研修 教頭2年目研修 (小・中) 新任教務主任研修 (小・中) 新任学習指導主任研修 (小・中) 新任児童指導主任研修 (小) 新任生徒指導主事研修 (中) 新任進路指導主事研修 (中) 新任地域連携教員研修 新任補佐級事務長研修 (小・中) 新任係長級事務長研修 (小・中)	○総合教育センター所長が、各研修開催要項に示してある対象と定員によって、受講者を割当てます。 ○Plant で4月14日から4月18日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ○総合教育センターが、Plant で5月7日までに受講者を決定します。 ※新任免許外教科担任研修 (中) については第1日が5月9日実施のため、Plant で5月1日までに受講者を決定します。
	人権教育指導者専門研修 合同研修〔幼小〕 幼小接続推進者研修	○市町教育委員会教育長から、受講者を校長に通知します。 ○Plant で4月14日から4月18日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ○総合教育センターが、Plant で5月7日までに受講者を決定します。
	キャリアアップ研修 (小・中)	○総合教育センターが受講者を指定し、市町教育委員会教育長から、5月中旬までに校長に通知します。
専門研修2	学校図書館研修 ※ 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修 環境学習プログラム研修 ICT活用研修〔情報リーダー育成〕 ICT活用研修〔プログラミング教育〕(小・中) ICT活用研修〔エクセルの活用〕 授業研究活性化プログラム 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめ・不登校の理解と対応〕 教育相談課題研修〔人間関係づくり〕 発達障害のある子どもの教育支援研修 特別支援学級指導充実研修 自立活動指導力向上研修 特別支援教育課題研修〔自立活動〕 特別支援教育課題研修〔子ども理解〕 特別支援教育課題研修〔障害の状態の理解と対応〕 幼児期の特別支援教育研修 ※	○Plant で4月21日から5月9日までの間に、受講者が申込を行い、校長が承認を行います。 ○総合教育センターが、各研修開催要項に示してある対象と定員によって人数を調整の上、5月28日までにPlant で受講者を決定します。 ※学校図書館研修、幼児期の特別支援教育研修の受講対象者で、Plant のログインIDがないため受講申込できない方については、お問合せください。
専門研修3	とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー	○とちぎの教育未来塾は9月12日(予定)までに、教職員サマーセミナーは7月15日(予定)までに、リーフレットまたは総合教育センターWebサイトを参照してお申込みください。

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

とちぎレインボーネット <https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/>

- 備考 (1) 基本研修と新任研修の日程が重なった場合は、新任研修を優先して受講してください。  
 (2) 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。  
 (3) 研修の受講に関わる手続き等は、下記の経路で行われます。



- (4) 義務教育学校の教諭等の研修は、前期課程を「小学校」、後期課程を「中学校」で扱うものとします。  
 (5) 障害のある教職員の受講に当たり、配慮を希望する場合には、事前に管理職が市町教育委員会に連絡し、教育事務所を経由して、総合教育センターに連絡してください。

<基本研修の受講時期> \*表内の年齢は、その年度内に達する年齢を示している。

初任研	2年目研	3年目研	5年目研	中堅研	20年目研	初任研	2年目研	3年目研	5年目研	中堅研	20年目研
23	24	25	27	32	42	47	48	49	50	51	52
24	25	26	28	33	43	48	49	—	50	51	52
25	26	27	29	34	44	49	—	—	50	51	52
26	27	28	30	35	45	50	—	—	51	52	53
27	28	29	31	36	46	51	—	—	52	53	54
28	29	30	32	37	47	52	—	—	53	54	55
29	30	31	33	38	48	53	—	—	54	55	56
30	31	32	34	39	49	54	—	—	55	56	57
31	32	33	35	40	50	55	—	—	56	57	58
32	33	34	36	41	50	56	—	—	57	58	59
33	34	35	37	42	50	57	—	—	58	59	60
34	35	36	38	43	50	58	—	—	—	59	60
35	36	37	39	44	50	59	—	—	—	60	—
36	37	38	40	45	50	60	—	—	—	—	—
37	38	39	41	46	50						
38	39	40	42	47	50						
39	40	41	43	48	50						
40	41	42	44	49	50						
41	42	43	45	50	51						
42	43	44	46	50	51						
43	44	45	47	50	51						
44	45	46	48	50	51						
45	46	47	49	50	51						
46	47	48	50	51	52						

## 2 指定変更

研修の指定変更や割当て変更及び年度途中の変更等がある場合は、管理職が市町教育委員会及び教育事務所を経由して、総合教育センターに連絡してください。

## 3 研修の欠席連絡について

受講者が欠席するときは、事前に管理職が市町教育委員会に連絡し、教育事務所を経由して、総合教育センターに届け出てください。

## 4 旅費

県教育委員会から支給されますので、総合教育センターで配布される研修事業受講票を各教育事務所に提出してください。ただし、専門研修3は除きます。

## 5 研修開催に関する変更について

悪天候等による研修開催の変更がある場合は、総合教育センターWebサイトのトップページ「研修開催に関するお知らせ」に掲載します。

総合教育センターWebサイト <https://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>

## 6 オンライン研修の受講について

- ・各所属校等、管理職が認めた場所で受講してください。
- ・オンデマンド型の研修の受講は原則、勤務時間とし、管理職は研修時間の確保に配慮してください。

## 7 その他

持参物（刊行物等）について、タブレット端末等にダウンロードし持参することも可能です。